



6月1日は 人権擁護委員の日です

①「人権擁護委員制度」について
人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人です。この制度は、様々な分野の人が地域の中で人権思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国にも例を見ないものです。

②「人権擁護委員の日」について
法務省と全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設、地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらうための啓発活動等を行います。

本町においても、毎月人権相談所の開設をしていますが、6月は「人権擁護委員の日」にちなんで6月1日（木）に人権相談所を開設します。

特設人権相談に ついて

「日時」 6月1日（木）
午前9時30分～11時

「場所」

智頭町総合センター

「相談内容」

人権問題全般（相談無料）

【問合せ先】 役場総務課

☎ 75-4111

行政書士無料相談

相続、遺言、成年後見、農地転用などの相談にお答えします。

※事前予約が必要です

「日時」 6月15日（木）
午前10時～正午

会場 智頭町総合センター

【予約・問合せ先】

鳥取県行政書士会

☎ 0857-24-2744

ブラントラウトダービー！ 今年も開催決定！

本町では「ブラントラウト」という外来種の魚が三滝ダム上流付近を中心に生息し、イワナ・ヤマメ等の在来種の生息を脅かしています。

そこで、本来の川を取り戻すため、「智頭町ブラントラウトダービー」を開催し、釣り人の皆さんの力を借り、外来魚の駆除を実施します。



上位入賞者には、賞品を用意しています。多くの参加をお待ちしています。

【期間】 6月1日（木）～8月31日（木）

【場所】 三滝ダム上流～下流

詳細につきましては、観光協会ホームページをご覧ください。

問合せ先

智頭町観光協会

☎ 0858-76-1111